

(様式1)

低入札価格調査報告書

平成 年 月 日

契約担当課 ○○部○○課

事業担当課 ○○部○○課

工事番号			
工事名			
工事場所			
工 種		工 期	約 箇月
工事概要			
入札年月日	平成	年	月 日
入札参加業者数	者	入札方式	競争入札
予定価格	円	基準価格	円
調査対象者名	商号 職氏名		
入札金額	(入札順位 第 位) 円 (予定価格の %)		
事情聴取結果	別 添 の と お り		
調 査 の 結 果	工事費 内訳書	(必要に応じ記載)	
	工事成績 立入結果	別添様式10のとおり	
	経営状況	(必要に応じ記載)	
	信用状態	(必要に応じ記載)	
	その他	(必要に応じ記載)	
意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の内容に適合した履行がされると認められる ・ 契約の内容に適合した履行がされないおそれがある <p style="text-align: right;">(必要に応じ理由を記載)</p>		

添付資料： 開札調書、事情聴取結果（様式2～12）

(様式2)

平成 年 月 日に入札が行われた 工事に係る地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づく低入札価格調査について、以下のとおり調査資料を提出します。

平成 年 月 日

(JVの場合は構成員全員の記名押印)

入札者 商号又は名称
代表者名 印

(提出書類)

- 当該価格により入札した理由(本様式)
- 契約対象工事近隣における手持工事の状況(様式3)
- 契約対象工事に関連する手持工事の状況(様式4)
- 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連(様式5)
- 手持資材の状況(様式6)
- 資材購入先及び購入先と入札者の関係(様式7)
- 手持機械数の状況(様式8)
- 労務者の具体的供給見通し(様式9)
- 過去に施工した県工事(様式10)
- 経営内容(様式11)
- その他必要な事項(様式12)

当該価格により入札した理由

・当該価格で入札した理由を、労務費、手持工事の状況、当該工事現場と事務所・倉庫との関係、手持資材の状況、手持機械の状況、下請け会社の協力等からの面から記載する。なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

【事情聴取状況】

(※記入不要)

(様式4)

商号又は名称

契約対象工事に関連する手持工事の状況

工 事 名	発 注 者	工 期	金 額	備 考

・対象工事の同種又は同類の手持工事名を記入すること。備考の欄には施工場所の県名・市郡名まで記入すること。

【事情聴取状況】 (※記入不要)

(様式5)

商号又は名称

契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連

・分かりやすい地図で契約対象工事箇所と入札書の事務所、倉庫等との関連が明確になるように記入すること。また、所在地も明らかにすること。図面の縮尺は自由とする。
(様式3の図面を兼ねることも可能。)

【事情聴取状況】

(※記入不要)

(様式6)

商号又は名称 _____

手持資材の状況

品 名	規 格 型 式	単 位	手 持 数 量	本工事での 使用予定量	不足数量の 手当方法	備 考

・主に当該工事で使用する予定の資材について記入すること。

【事情聴取状況】

(※記入不要)

(様式7)

商号又は名称

資材購入先及び購入先と入札者の関係

工種種別	品名規格	単位	数 量	購 入 先 名		
				業者名	所在地	入札者との関係

・「入札者との関係」欄には、購入先予定業者との関係を記入すること。

(例) 協力会社、同族会社、資本提携会社等

・関係を証明する規約、登録書等を添付すること。

【事情聴取状況】

(※記入不要)

(様式8)

商号又は名称 _____

手持機械数の状況

機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	数 量	メーカー名	現在の利用状況

・主に当該工事に使用する予定の手持機械の状況を記入すること。

【事情聴取状況】

(※記入不要)

(様式9)

商号又は名称

労務者の具体的供給見通し

工 種	職 種	単 価	員 数	下請け会社との関係 下請け会社名等
(例)				
土工	普通作業員		200 (100)	同族会社 (株)〇〇
配管工	配管工・普通作 業員		120 (80)	□◇会メンバー (株)△▽

- ・員数の欄は、カッコ内に自社労務者数を内書きすること。
- ・下請け会社との関係を明記すること。
- ・労務単価も記入すること。

【事情聴取状況】

(※記入不要)

(様式11)

商号又は名称

経 営 内 容

・過去3年間の主な経営内容の変更とその理由を記載すること。
(合併、営業譲渡、会社分割等の企業再編手続や、会社更生法・民事再生法等の経営再建手続については必ず記載すること。)

・過去3年間の経営事項審査の経営状況分析評点(Υ点)の推移

(平成	年	月決算)	点
(平成	年	月決算)	点
(平成	年	月決算)	点

・過去3年間の営業年度終了の変更届の財務諸表の写しを添付すること。

【事情聴取状況】

(※記入不要)

(様式12)

商号又は名称

その他必要な事項

主な下請発注予定		
工 種	下請発注予定先 (許可番号)	概 算 額
・主な下請発注予定先を記載すること。		
建設副産物の搬出地		
建設副産物	受入予定箇所	概 算 額
・主な建設副産物の搬出地を記載すること。		
【その他特に記載する事項】		
【事情聴取状況】		(※記入不要)

(様式13)

第 号
平成 年 月 日

(落札者)

商 号

代表者名 様

熊本県知事

落札決定通知書

先に実施した下記入札について、低入札価格について審査した結果、貴社を落札者と決定しましたので通知します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 入札年月日
- 5 契約金額

(様式14)

第 号
平成 年 月 日

(入札参加者)

商 号

代表者名

様

熊本県知事

落札者決定通知書

先に実施した下記入札について、低入札価格について審査した結果、落札者を決定しましたので通知します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 入札年月日
- 5 審査の結果落札決定した者
- 6 契約金額

(様式15)

第 号
平成 年 月 日

(最低価格での入札を行った者で落札としなかった者)

商 号

代表者名 様

熊本県知事

入札結果通知書

先に実施した下記入札について、低入札価格について審査した結果、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、貴社を落札者とせず、他の者を落札者としましたので通知します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 入札年月日
- 5 落札決定した者
- 6 契約金額
- 7 貴社を落札者とししない理由

熊本県告示第 322 号

熊本県工事請負建設業者等選定要領を次のように定める。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県工事請負建設業者等選定要領

熊本県工事請負建設業者等選定要領（平成 6 年熊本県告示第 299 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要領は、県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託（以下「建設工事等」という。）の適正な施行を図るため、建設業者及び調査・測量・建設コンサルタント（以下「建設業者等」という。）の選定について必要な事項を定める。

（建設業者等指名審査会）

第 2 条 建設工事等を施行する本庁各部局内に、次の各号に掲げるところにより建設業者等指名審査会（以下「指名審査会」という。）を置く。

- (1) 指名審査会は、部局長、部局次長及び当該部局長が指名した者を指名審査員として構成する。
- (2) 指名審査会に会長を置き、各部局長をもって充てる。会長に事故があるときは、各部局次長がその職務を代理する。
- (3) 指名審査会は、原則として毎週 1 回開催する。
- (4) 指名審査会は、指名審査員の過半数の出席がなければ議事を開き、審査することができない。
- (5) 指名審査会の事務は、各部局担当課において行う。
- (6) 指名審査会の審議は、公開しない。また、指名審査会の構成員は審議の内容を外部に漏らしてはならない。

2 建設工事等を施行する本庁各課（総室及び室を含む。以下同じ。）及び出先機関に、次の各号に掲げるところにより指名審査会を置く。

- (1) 指名審査会は、本庁各課にあつては課長及び当該課長が指名した者、出先機関にあつては出先機関の長、次長及び当該出先機関の長が指名した者をそれぞれ指名審査員として構成する。
- (2) その他指名審査会の運営等については、本庁各部局内の指名審査会の例に準じて行うこととする。

（指名業者）

第 3 条 建設業者等を指名しようとするときは、入札参加資格審査申請書を提出し受理されている者のうちから指名審査会による審査を経て選ばなければならない。

2 指名しようとする工事業種について、建設業許可が失効している者又は経営事項審査の有効期間が満了し現在有効な経営事項審査に係る総合評価値の通知を受けていない者については、指名業者とすることはできない。指名業者がこれらに該当する場合は当該指名を取り消すものとする。

（等級別発注請負工事金額の区分）

第 4 条 等級別発注を行う工事の種類及び等級別発注の標準とする工事の規模は、別表 1 による。

- 2 別表 1 に掲げる工事について、建設業者を指名しようとするときは、当該工事の請負対象金額に応じ、これに対応する等級に属する建設業者のうちから選定する。ただし、特に必要があるときは、当該等級の直近の上位又は下位の等級に属する建設業者から選定できるものとする。
- 3 前項ただし書の規定により指名することができる建設業者の数は、前項の規定により指名しようとする建設業者の数の 5 割を超えることができない。ただし、当該指名に係る工事が舗装その他専門工事であるときは、この限りでない。
- 4 災害その他の理由により緊急を要する工事又は特別の技術若しくは特別の機械を必要とする工事等については、前 2 項に掲げる基準によらないことができる。

（指名業者の選定）

第 5 条 建設工事の指名競争入札に参加する者を選定しようとするときは、次に掲げる事項について注意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案して、指名が特定の者に偏しないようにするものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
 - (2) 経営状況
 - (3) 工事成績
 - (4) 当該工事に対する地理的条件
 - (5) 手持工事の状況
 - (6) 当該工事施工についての技術的適性
 - (7) 安全管理の状況
 - (8) 労働福祉の状況
- 2 建設工事に係る委託の指名競争入札に参加する者を選定しようとするときは、次に掲げる事項について注意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案して、指名が特定の者に偏しないようにするものとする。
- (1) 不誠実な行為の有無
 - (2) 経営状況
 - (3) 手持業務の状況

- (4) 当該業務実施についての技術的適性
 - (5) 安全管理の状況
 - (6) 労働福祉の状況
- 3 第1項各号及び前項各号に掲げる事項の運用基準は、別表2及び別表3のとおりとする。
(指名業者の取消し)
- 第6条 指名競争入札通知後、指名業者が別表2又は別表3の指名しないこととされている事項のいずれかに該当した場合は、当該指名を取り消すものとする。
- 附 則
この要領は、平成16年4月1日から施行する。

別表1

工 事 種 類 規 模 別 等 級 表

工事の種類	等 級	工 事 の 請 負 対 象 金 額	
土木一式工事	A	5,000万円以上	
	B	2,500万円以上	5,000万円未満
	C	900万円以上	2,500万円未満
	D	300万円以上	900万円未満
	E	300万円未満	
建築一式工事	A ₁	2億円以上	
	A ₂	6,000万円以上	2億円未満
	B	2,500万円以上	6,000万円未満
	C	1,000万円以上	2,500万円未満
	D	500万円以上	1,000万円未満
ほ装、電気及び管工事	E	500万円未満	
	A	2,000万円以上	2,000万円未満
	B	1,000万円以上	
C	1,000万円未満		

別表2

熊本県工事請負契約に係る指名業者選定の運用基準

指名業者選定の注意事項	
1 不誠実な行為の有無	<p>次の事項のいずれかに該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止又は建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止の期間中であること。</p> <p>(2) 県発注工事に係る請負契約に関し、次の事項のいずれかに該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。</p> <p>ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(3) 警察本部長から、知事に対し、有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団関係者であること、又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることを理由として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。</p>
2 経営状況	<p>会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者で施工能力の確認を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止の事実がある等経営状態が著しく不健全である場合は、指名しないこと。</p> <p>なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。</p>